

カーボンニュートラルに資する 建設発生土改良土の利用拡大に向けて

一般社団法人全国建設発生土リサイクル協会 専務理事 高野 昇

はじめに

「第1回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）において、当時の齋藤国土交通省大臣が「建設発生土」という用語を発したのを初めて聞きました」とのエピソードを積算資料公表価格版2025年8月号で紹介しましたが、2026年4月21日に「循環経済行動計画」¹⁾が循環経済に関する関係閣僚会議において決定し、計画の施策集に「建設リサイクルの高度化」として「建設発生土の有効利用の促進」が示されました。

循環型経済、カーボンニュートラル（CN）を進めるための国土交通省重要施策として、「建設発生土リサイクル」にスポットライトが当てられていることは、積算資料公表価格版2025年8月号でも指摘しましたが、本稿では、建設発生土リサイクルのなかでも「改良土利用」に着目し、改良土利用によるCO₂排出量削減効果、改良土利用拡大に向けた方策等について説明いたします。

1. 建設発生土リサイクル，改良土のCO₂排出量削減効果

京都大学大学院加藤智大助教授等の研究成果によって、建設発生土リサイクル、建設発生土土質改良土のCO₂排出量削減効果が初めて次のように定量的に算定されました。なお、計算条件・方法等の詳細は掲載論文²⁾でご確認ください。

(1) 建設発生土リサイクル

建設発生土を全て受入地へ搬出し、全ての建設工事で新材を搬入したシナリオにおけるCO₂排出量は788万t-CO₂であり、2018年度の実態（現場内利用を含む建設発生土有効利用率79.8%）であ

る356万t-CO₂と比べるとおよそ1.8倍の値であり（図-1）、2018年度時点での建設発生土リサイクルは、CO₂排出量削減に大きく貢献していたことが明らかになりました。

(2) 建設発生土土質改良土

標準積載量5.55m³の10tダンプ100台分の建設発生土の土量555m³（資源有効利用促進法における再生資源利用促進計画作成対象規模500m³超に相当）を土質改良して利用する場合でも、受入地搬出・新材搬入よりもCO₂排出量削減効果があることが明らかになりました（図-2）。

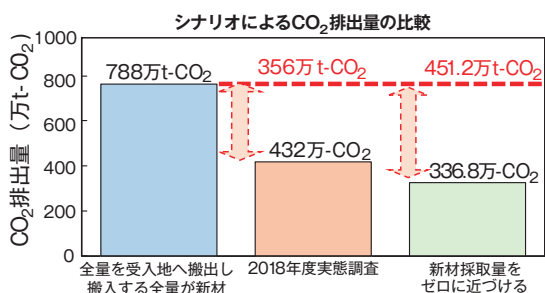
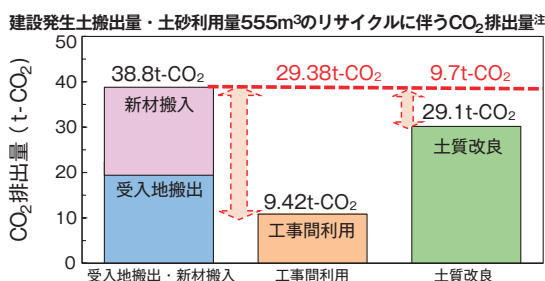


図-1 建設発生土リサイクルのCO₂排出量削減効果³⁾



注 試算条件
・運搬距離は全て15kmと仮定
国交省「H30年度建設副産物実態調査結果」による建設発生土運搬距離は次のとおり。
（搬出量による加重平均値の全国値）

他工事・土質改良プラントへの搬出 13.1km
受入地への搬出 14.0km

図-2 建設発生土土質改良土のCO₂排出量削減効果⁴⁾

2. 建設発生土改良土の利用拡大に向けて

2.1 改良土利用拡大方策概要

土質改良された建設発生土が利用されるためには、「①改良土の品質が利用用途に求められる品質基準に適合していること（かつ安定的に供給できること）」が必須条件です。

そのためには、「②①を他者（自治体、第三者機関）が継続的に確認していること」「③工事現場や土質改良プラントにおいて土質改良作業に精通した専門技能者」が必要であり、さらに「④公共工事では建設発生土の土質性状が利用用途に適合していない場合は土質改良して利用することを原則化すること」が望まれます。

①についてJASRAは、「JASRA改良土品質基準第一版」を2025年9月に策定しました。②については、JASRAと一般財団法人先端建設技術センター（ACTEC）が協同で設置した「建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会」（委員長：勝見武京都大学大学院教授）が、2022年2月に「建設発生土土質改良プラント認証制度主要事項に関するとりまとめ結果」を公表し、これに基づき2022年5月よりACTECは第三者認証事業を開始しました。③についてJASRAは、上級職長としての資格である「登録基幹技能者」制度に基づき、2024年8月に国土交通大臣より「登録土質改良基幹技能者」講習実施機関として登録を受け、第1回登録土質改良基幹技能者講習を2025年5月に開催しました。④についてJASRAは、国土交通省第17回建設リサイクル推進施策検討小委員会（2025年7月）において、「リサイクル原則化ルール」改正を要望しました。これらの内容について説明いたします。

2.2 JASRA改良土品質基準第一版⁵⁾

(1) 目的

本基準は、国土交通省「発生土利用基準について」（国官技第341号、国官総第669号）に基づく「建設発生土利用技術マニュアル第4版」（独立行政法人土木研究所 編著）および自治体の土質改良土品質基準を参考として、基準を制定していない、もしくは基準改定予定の自治体を対象

として、JASRA会員の土質改良プラントで製造する改良土の品質基準を定めるものです。今後、JASRAとしては、この基準への適合性を認定する「JASRA改良土認定制度（仮称）」の創設を視野に入れています。

(2) 適用

本基準は、建設発生土を建設資材として土質改良プラントにて適切な安定処理による土質改良を行い、建設工事の土質材料（以後、改良土と呼ぶ）として利用する場合について適用します。土壤環境基準等の関係法規の基準を超過した有害物及び産業廃棄物を含む建設発生土は、本基準では対象としません。

(3) 改良土

改良土とは、建設発生土をセメントおよびセメント系固化材、石灰および石灰系固化材により化学的処理を行ったものとし（自治体が指定する再生資源（一般廃棄物焼却灰溶融スラグ、下水汚泥焼却灰など）を助材とする場合も含む）。

なお、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」では、『脱水、乾燥、粒度調整や安定処理等の土質改良を行い、その性状を改良した発生土を総称して「処理土」という。このうち、セメント系や石灰系の固化材を混合し土の性状を化学的に改良することを「安定処理」といい、安定処理された土を「改良土」という。なお、「改良土」以外の「処理土」は処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。』（波線・太字は当協会）としています。脱水、乾燥、粒度調整により土質改良した「処理土」が適用用途の評価において使用可能であれば、積極的に有効利用すべきであることは言うまでもありません。

(4) 改良土の土質区分と適用用途標準

改良土の土質区分と適用用途標準は、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」の土質区分と適用用途標準における改良土に関する内容とします。

(5) 改良土の品質基準

改良土の品質基準は、表-1とします。

(6) 自治体に改良土の品質基準を提案する際の留意事項

JASRAの調査結果によれば、土質改良プラントにおける改良土の出荷率（利用率）は25%に

過ぎず、75%は残土処分しており、建設発生土を有効利用するためのリサイクル施設である土質改良プラントが「残土処分地」化している実態が明らかになっています。

表-1 JASRA改良土品質基準（『JASRA改良土品質基準第一版』P4～P6の表3～表8を一覧にしたもの）

自治体に改良土の品質基準がある場合は、それに準拠する。

自治体に基準がない場合の改良土の品質基準

必須項目

項目	基準値	試験項目	試験頻度
q_c ※3※4	200 kN/m ² 以上 or 400 kN/m ² 以上 or 800 kN/m ² 以上	締固めた土のコーン指数試験 JIS A 1228 準拠	プラント製造量 5,000m ³ もしくは1ヶ月に1回 または土質変化した時
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	六価クロム溶出試験※5	

※3)「建設発生土利用技術マニュアル第4版」の「土質区分判定のための調査試験方法」では、「改良土の場合は、コーン指数(q_c)のみを測定する。」としている。
※4)標準的な供試体の作製は「安定処理土の突固めによる供試体作製」(JGS 0811)に準拠し、1層ごとの突固め回数を25回の3層とする。養生条件は、セメント系の固化材で空気中3日、水浸4日、石灰系の固化材で空気中6日、水浸4日を標準とする。
※5)六価クロム溶出試験は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合のみ実施。

推奨項目

(1) 全ての適用用途

試験項目	土質定数	試験方法	試験頻度
土の締固め試験	最大乾燥密度 ρ_{dmax} (Mg/m ³) 最適含水比 w_{opt} (%)	JIS A 1210	当初及び土質変化した時

(2) 工作物の埋戻し、道路用盛土

項目	基準値	試験項目	試験頻度
最大粒径※6	100 mm 以下 (路盤下部等) or 20 mm 以下 (管周辺部等)	粒度試験 (沈降分析を行わない) JIS A 1204	プラント製造量 5,000m ³ もしくは1ヶ月に1回 または土質変化した時
CBR※7※8	設計上必要となる改良土の CBR 以上 (CBR ≥ 3%)	CBR 試験 JIS A 1211	

※6)最大粒径は各発注機関との協議により決定する。
※7)設計上必要となる改良土の CBR 以上を各発注機関との協議により設定する。
改良土の CBR (改良土の設計 CBR) が 20% を超える場合は上限 20% として評価する。
※8)標準的な供試体の作製は「安定処理土の突固めによる供試体作製」(JGS 0811)に準拠し、1層ごとの突固め回数を67回の3層とする。養生条件は、セメント系の固化材で空気中3日、水浸4日、石灰系の固化材で空気中6日、水浸4日を標準とする。

改良土を工作物の埋戻しに使用する場合に必要な力学特性の考え方

舗装	舗装, 路盤
路床と同等	埋戻し (路盤下部) 路床範囲 設計上必要となる改良土の設計 CBR 以上
路体と同等	埋戻し (路盤下部) 路体範囲 第2種改良土相当
	管頂 100 ~ 300 mm
	埋戻し (管周辺部) 路体範囲 第2種改良土相当

改良土を道路用盛土に使用する場合に必要な力学特性の考え方

舗装	舗装, 路盤
路床	設計上必要となる改良土の CBR 以上
路体	第2種改良土相当以上でそのまま使用が可能

(3) 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

(4) 土木構造物の裏込め、河川堤防、土地造成、鉄道盛土、空港盛土、水面埋立

項目	基準値	試験項目	試験頻度
最大粒径※6	100 mm 以下	粒度試験 (沈降分析を行わない) JIS A 1204	プラント製造量 5,000m ³ もしくは 1ヶ月に1回または土質変化した時

河川堤防 (高規格堤防) に使用する材料規定の具体的条件は次の①②である。
①粒度組成が「建設発生土利用技術マニュアル第4版」P63に示す適用範囲内にあることが望ましい。
②コーン指数が 400kN/m² 以上であることが必要である。

建設発生土を土質改良プラントに搬出する際は、改良土の利用先が確定していること、建設発生土と同量の改良土を利用することが必須・原則です。表-2に示す自治体では、この原則をルー

ル・規定化しています。

本基準を参考に自治体に改良土の品質基準の制定を提案する際は、基準制定に合わせて土質改良プラントの利用ルールも定めるべきだと存じます。

表-2 自治体における土質改良プラント利用ルール（建設発生土受入と改良土利用の「セット利用」）の例

自治体名 ルール等名称	土質改良プラント利用ルール等の内容
東京都 「東京都建設リサイクルガイドライン」	指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。
横浜市 「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」	建設発生土は以下の順序で処理を行う。 (1) 発生抑制 (2) 現場内利用 建設発生土は、可能な限り、現場内（同一工事内）で再利用する。なお、土質改良して再利用する場合は、（別表1）に定める土質改良施設を活用する。活用にあたっては、横浜改良土センター株式会社が定める「施設利用要領」により行う。また、盛土や埋戻し等への新材（購入土）の使用は抑制する。 ※「施設利用要領」では、「利用者は建設発生土の同量以上の改良土搬出を義務付け」
相模原市 「改良土の使用に関する共通特記仕様書」	第6条 受注者は、「様式1」により原料土の搬入及び改良土の搬出の予定をプラントへ連絡するものとする。 2 受注者は、原料土をプラントに搬入する際は、原則として搬入する原料土と同量の改良土を搬出するものとする。
さいたま市 「建設副産物の手引き」	第2章建設発生土 2-1 基本的な考え方 建設発生土が発生する場合は、原則として50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出することとし、以下のとおり取り組むこととする。 ①搬出の抑制・ ②工事間利用の促進については、建設発生土情報交換システムやUCR利用、官民有効利用の試行マッチングによる調整や土質改良プラントの活用等を図る。 ③再生資材の利用については、土砂を購入する必要がある場合、新材ではなく、再生資材の積極的な利用を図る。 2-2 各段階の検討事項 (1) 計画時 (2) 工事間利用の検討 iv) 土質改良プラントの利用 ・建設発生土がそのまゝの品質で使用できない場合（第4種建設発生土など）は、土質を改良した上で再利用をはかることができる。 ・土質改良には、搬出前に現場で行う場合と、土質改良プラントへ搬入して行う場合がある。 ・土質改良プラントへ搬入する場合は、(1) 建設発生土を土質改良プラントへ持ち込み、改良後その持ち込んだ全量を引き取り再利用する場合と、(2) 建設発生土を改良する目的で土質改良プラントに持ち込み、そのまゝ処分する場合がある。 ^(注) ・公共工事においては、建設副産物のリサイクルを進めるため、(1) の改良後全量を引き取り再利用する方法により、公共工事間の建設発生土の流用を推進するものとする。
堺市 「上下水道局施設工事共通仕様書 第2部水道施設工事共通」	1-4 2 改良土 1. 埋戻し等に使用する、生石灰等で改良した改良土は、「改良土製造工場の登録に関する認定基準（堺市上下水道局）」により認定を受けたプラントの改良土を使用しなければならない。また、品質については同認定基準の別紙1「改良土の品質基準」、別紙2「土壌汚染の数値基準」を満たすものとする。 2. 原則として、建設発生土の受入れ及び改良土の購入は同一プラントとする。 3. 4. 5. 省略
豊田市 「建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領」	第2条 市は、建設発生土等について、次に掲げる事項を考慮しなければならない。 (1) 工事を計画、設計及び施工する場合は、建設発生土量の抑制に努めること。 (2) 建設発生土が生じる場合は、現場内利用及び工事間流用に努めること。 (3) 工事間流用ができない建設発生土は、改良土として再利用できるように努めること。 (4) 購入土が必要な場合は、改良土の使用に努めること。 2 購入土が必要な場合において、法令及びその他の条件等により改良土を使用することが不可能又は不適切な場合は、前項第4号の規定は除外するものとする。 第3条 市は、原則として、工事間流用ができない建設発生土は土質改良プラントに搬入し、改良土として再利用できるように処理するものとする。
鳥取市 「建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領」	第3条 工事現場内においては、改良土の使用に努めることとし、建設発生土等については、次に掲げる事項を考慮しなければならない。 (1) 建設工事を計画、設計及び施工する場合は、建設発生土量の抑制に努めること。 (2) 建設発生土が生じる場合は、現場内利用及び工事間流用に努めること。 (3) 現場内利用及び工事間流用ができない建設発生土については、土質改良プラントに搬出して改良土として利用できるように努めること。 (4) 土質改良プラントへの搬出が困難な場合は、適正に処理すること。

注：土質改良プラントは「残土処分場」ではないため、改良土を残土処分場へ搬出する必要があるが、茨城県、栃木県等市町村「土砂条例」では改良土を認めていないため、改良土の残土処分はできない。土質改良プラントは建設発生土を有効利用するために利用すべきである。

表-3 自治体土質改良プラント認定・審査制度概要

項目		規定状況	内容等
プラント条件	プラント能力	2/8	能力を規定してるのは福岡市、名古屋市のみ
	プラント形式（定置式、移動式）	7/8	定置式プラントに限定しているのは名古屋市、大阪市、堺市のみ
	搬出入土量管理	3/8	トラックスケール設置：豊田市、名古屋市、堺市
	原料土	3/8	原材料自動計測装置：豊田市、名古屋市、岡山市
	改良土	5/8	改良添加剤自動計測装置等：豊田市、大阪市、広島県、名古屋市、岡山市
	環境対策	6/8	騒音・粉塵対策等：福岡市、豊田市、福岡県、広島県、名古屋市、岡山市
	その他設備	3/8	防犯対策等：豊田市、福岡県、広島県
	その他	7/8	自治体内立地、関係法令順守・許可確認、伝票による搬出入量確認など
事業者資格欠格要件有		5/8	暴力団関係者、関係法令違反5年以内の者等
認定等有効期間		6/8	1年：4自治体 3年：1自治体 5年：1自治体

2.3 土質改良プラント認定・認証制度

HP等情報によれば、制定年順に福岡市、豊田市、福岡県、大阪市、広島県、名古屋市、岡山市、堺市の8自治体において、建設発生土の土質改良プラントの認定・審査等制度を運用しています。各自治体の制度の詳細については、JASRAのHP⁶⁾に掲載していますが、その概要は表-3のとおりです。

また、建設発生土の土質改良プラント認証事業については、ACTECのHP⁷⁾をご参照願います。なお、JASRAとしては、2026年7月からの第7期事業において、JASRA正会員を対象とするACTEC第三者認証取得支援事業を予定しています。

2.4 登録土質改良基幹技能者

登録基幹技能者は、建設現場における上級職長として、元請者技術者のもとで建設現場の高度なマネジメント業務を担う、いわば「現場の要」と位置づけられます。

登録土質改良基幹技能者は、建設現場または土質改良プラントにおいて、土質改良作業全体をマネジメントし、特に改良土の品質管理には重要な役割を担います。登録土質改良基幹技能者講習の受講資格条件は表-4、講習実施状況は表-5のとおりです。

表-4 登録土質改良基幹技能者受講要件

- 次に示す条件を全て満たしていること。
- ア. 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「とび・土工工事業」又は「土木工事業」について、単一の業種で10年の実務経験と、同業種で3年以上の職長経験を有すること。
- イ. 職長・安全衛生責任者教育
- ウ. 次のいずれかを保有すること。
- ①青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰
 - ②地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
 - ③地山の掘削作業主任者技能講習および土止め支保工作業主任者技能講習
 - ④特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者
 - ⑤特定化学物質等作業主任者
 - ⑥公害防止管理者一般粉じん
- エ. 次の(1)(2)(3)の区分ごとにいずれかを保有すること。
- (1)車両系資格について、次のいずれかを保有すること
- ①車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能者
 - ②小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転特別教育（機体重量3t未満）
- (2)クレーン系資格について、次のいずれかを保有すること
- ①小型移動式クレーン運転技能者（つり上げ荷重1t以上5t未満）
 - ②クレーン運転の特別教育（つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ）
 - ③移動式クレーンの特別教育（つり上げ荷重1t未満）
- (3)玉掛け資格について、次のいずれかを保有すること
- ①玉掛け技能講習（つり上げ荷重1t以上のクレーン等）
 - ②玉掛けの業務の特別教育（つり上げ荷重1t未満のクレーン等）

表-5 登録土質改良基幹技能者講習 開催実績・予定

回	開催日程		開催地・会場		募集定員 (人)	受講者 (人)	合格者 (人)
			開催地	会場名			
1	2025(R7)年	5/31(土) 6/1(日)	東京都 文京区本郷	全水道会館	40	34	33
2	2025(R7)年	11/15(土) 11/16(日)	東京都 千代田区神田	損保会館	60	42	42
3	2026(R8)年	5/23(土) 5/24(日)	東京都 千代田区神田	損保会館	60	35	34
4	2026(R8)年	10/31(土) 11/1(日)	福岡県 福岡市博多区	エムアテイン博多駅 東会議室	30		
5	2027(R9)年	5月中旬 平日	東京都内		60		
6	2027(R9)年	11月中旬 平日	未定				

2.5 「リサイクル原則化ルール」改正

「リサイクル原則化ルール」改正についての詳細は、積算資料公表価格版2025年8月号に掲載していますので、ここでは結論のみを示します。現行のルールでは、搬出工事と搬入工事間で建設発

生土を工事間利用する際、土工期・土質が合致しない場合、建設発生土ストックヤード、土質改良プラントを利用して工事間利用することが明示されていないため、図-3に示すように改正すべきとJASRAが提案したものです。

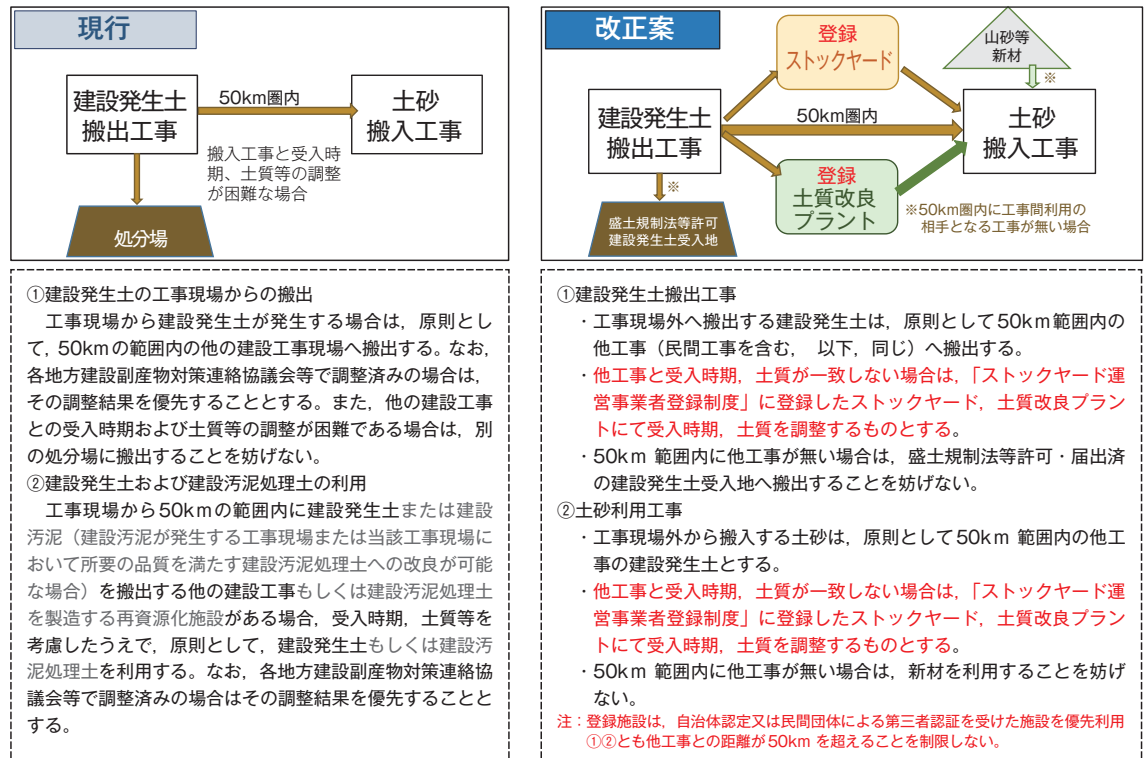


図-3 国交省「リサイクル原則化ルール」の建設発生土に関するJASRA改正案

おわりに

カーボンニュートラルに資する建設発生土改良土の利用拡大に向けて、JASRAとしては、改良土品質基準策定、土質改良プラント第三者認証制度事業支援、登録土質改良基幹技能者制度運営を実現してきました。そして、国土交通省様には「リサイクル原則化ルール」改正を提案しております。

JASRAは2021年4月に法人登記を行い、同年7月に発足式を開催して実質的な活動を開始しました。2026年6月末をもって設立から5年が経過いたしました。当協会は第1期を2021年4月から6月、以降、7月から翌年6月までを事業年度としています。法人設立後第5期（2025年6月）までの活動実績概要については、HP⁸⁾に掲載しておりますので是非ご確認ください。当協会は、2022年9月に策定した2050年までの長期ビジョン「JASRA VISION2050」⁹⁾に基づき、5年ごとにレビューしつつ事業を実施しております。国土交通省様をはじめ関係者の皆様におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(参考資料)

- 1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/index.html>
 (2026.6.5閲覧)
- 2) 加藤 智大・富永 伊織・高井 敦史・勝見 武：建設発生土のリサイクルがもたらす二酸化炭素の排出削減効果、土木学会論文集、Vol. 82, No. 1, 25-00147, 2026
- 3) 2) のP7 図－8を用いて作図
- 4) 2) のP8 図－9を用いて作図
- 5) JASRA改良土品質基準 第一版（2025.9）
<https://jasra.or.jp/download/index.html>
 (2026.6.5閲覧)
- 6) (一社) 全国建設発生土リサイクル協会 建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会 第2回委員会資料 参考資料3-1
<https://jasra.or.jp/download/index.html>
 (2026.6.5閲覧)
- 7) (一財) 先端建設技術センター：建設発生土の土質改良プラント認証事業
<https://actec.or.jp/doshitsu-plant/>
 (2026.6.5閲覧)
- 8) (一社) 全国建設発生土リサイクル協：JASRA第5期までの活動実績概要
<https://jasra.or.jp/download/index.html>
 (2026.6.5閲覧)
- 9) (一社) 全国建設発生土リサイクル協会：JASRA VISION 2050
<https://jasra.or.jp/download/index.html>
 (2026.6.6閲覧)



一般社団法人 JAPAN SOIL RECYCLING ASSOCIATION

全国建設発生土リサイクル協会

■事務局 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町22番地 成瀬秋葉原ビル9階 ☎03-3526-2129

2026年6月10日現在

■特別会員(2社)

一般財団法人日本建設情報総合センター	〒107-6114	東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階	☎03-3505-2981
株式会社建設資源広域利用センター	〒105-0001	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル 11階	☎03-6205-8270

■正会員(71社、上から入会順)

株式会社ホツマプラント	〒983-0013	宮城県仙台市宮城野区資田18-2	☎022-366-6040
須合建設株式会社	〒341-0024	埼玉県三郷市三郷1-23-8	☎048-952-2946
株式会社オザフ	〒330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-59	☎048-641-4032
株式会社田中建設	〒923-1237	石川県能美市上清水町タ70-1	☎0761-51-7880
株式会社サンエコセンター	〒337-0024	埼玉県さいたま市見沼区片柳1-368-4	☎048-687-4421
株式会社張本創研	〒854-1123	長崎県諫早市飯盛町里1878-2	☎0957-49-1575
株式会社丸本建設	〒988-0811	宮城県気仙沼市東八幡前276	☎0226-23-6103
株式会社スカイグリーンツヤマ	〒986-0402	宮城県登米市津山町横山字伊貝22	☎0225-69-2315
株式会社泉興業	〒981-3121	宮城県仙台市泉区上谷沢字北河原67	☎022-343-7177
有限会社サンドリサイクル工業	〒501-0103	岐阜県岐阜市一日市場四丁目31	☎058-231-0574
株式会社松浦組	〒721-0962	広島県福山市東手城町一丁目30-35	☎084-941-1682
北陸エースコン株式会社	〒920-1303	石川県金沢市辰巳町口21	☎076-229-0050
株式会社吉光組	〒923-0004	石川県小松市長崎町甲118番地	☎0761-24-5151
株式会社加藤建設工業	〒357-0063	埼玉県飯能市大字飯能399-1	☎042-974-1700
有限会社彩光	〒340-0001	埼玉県草加市柿木町1096-1	☎048-932-5311
五葉建材株式会社	〒335-0034	埼玉県戸田市笹目5-1-7	☎048-422-1400
株式会社春日部資材	〒344-0036	埼玉県春日部市下大増新田281-1	☎048-736-0005
木村建材工業株式会社	〒203-0032	東京都東久留米市前沢1-8-9	☎042-473-8171
関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体	〒351-0001	埼玉県朝霞市上内間木503-6	☎048-424-7211
株式会社関根商店	〒338-0011	埼玉県さいたま市中央区新中里2-17-1	☎048-831-3092
リコ・スタイル株式会社	〒354-0045	埼玉県入間郡三芳町上富196-2	☎49-258-1661
株式会社谷田建設	〒840-0213	佐賀県佐賀市大和町久留間3180-4	☎0952-62-7888
株式会社環境施設	〒819-0001	福岡県福岡市西区小戸3-50-20	☎092-894-6168
有限会社鶴所り	〒974-8221	福島県いわき市小浜町中ノ作129-2	☎0246-63-5173
柳沢コンクリート工業株式会社	〒330-0842	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-1-1	☎048-644-0441
大坪GSI株式会社	〒839-0241	福岡県柳川市大和町徳益416	☎0944-74-6811
株式会社奥村組	〒545-8555	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2	☎06-6621-1101
株式会社沖繩クリーン工業	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-16-8	☎098-951-0370
株式会社オクノコト	〒569-0034	大阪府高槻市大塚町1丁目14番13号	☎072-675-0388
三水工業株式会社	〒446-0061	愛知県安城市新田町郷西131番地2	☎0566-76-5371
株式会社英光産業	〒578-0984	大阪府東大阪市菱江2丁目15番6号	☎072-961-9210
株式会社フジモト	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2丁目10番25号	☎086-233-0800
佐藤建設株式会社	〒997-0855	山形県鶴岡市矢馳串33番地	☎0235-24-6878
株式会社Lien du coeur	〒504-0922	岐阜県各務原市前渡東町8丁目265番地	☎058-386-7077
有限会社久光組	〒989-5605	宮城県栗原市志波姫北郷十文字66番地5	☎0228-25-2133
秋葉建設興業株式会社	〒956-0035	新潟県新潟市秋葉区程島1962番地3	☎0250-22-4043
有限会社光南台土建	〒702-8014	岡山県岡山市南区宮浦2794番地	☎086-267-3079
村上工業株式会社	〒186-0005	東京都国立市西2丁目20番の6 フォレスト国立B1F	☎042-573-1395
合同会社柏刈改良土プラント	〒945-0017	新潟県柏崎市荒浜二丁目12番3号	☎0257-47-7443
弥生石材株式会社	〒876-0856	大分県在伯市中村北町7-21	☎0972-23-8022
有限会社帆高建材工業	〒421-0121	静岡県静岡市駿河区広野2284-4	☎054-258-7150
山下技装株式会社	〒506-0032	岐阜県高山市千鳥町1074番地3	☎0577-34-5343
株式会社ハンエイ	〒513-1123	三重県鈴鹿市下久保町北山崎971番地	☎059-373-2121
株式会社大久保建設	〒028-0115	岩手県花巻市東和町安俣2区11番地	☎0198-42-4000
有限会社アダプト	〒433-8104	静岡県浜松市北区東三方町400-1	☎053-415-9005
株式会社心絆	〒421-0422	静岡県牧之原市静波1703-12	☎0548-23-9381
芝田重機有限公司	〒421-0502	静岡県牧之原市白井3-1	☎0548-54-1236
九州建設工業株式会社	〒880-0936	宮崎県宮崎市大満2丁目6番13号	☎0985-74-5025
株式会社佐藤商會	〒386-1106	長野県上田市小泉2570	☎0268-27-3108
有限会社仁徳砂利	〒680-0913	鳥取県鳥取市安長94-1	☎0857-54-1991
株式会社成建	〒521-0202	滋賀県米原市柏原3471番地1	☎0749-54-1222
鶴よし建設株式会社	〒411-0015	静岡県三島市市山新田90-6	☎055-991-6600
有限会社正栄殖産	〒701-0145	岡山県岡山市北区今保 113 番地 8	☎086-245-3322
株式会社みやけ商会	〒824-0062	福岡県行橋市大字下津原 1050 番地	☎0930-22-1663
有限会社名塚建材工業	〒379-1102	群馬県渋川市赤城町長井小川田 918-3	☎0279-56-2568
丸誠株式会社	〒285-0855	千葉県佐倉市井野 976-2	☎043-308-3255
新里開発株式会社	〒125-0052	東京都葛飾区柴又 1-36-1	☎03-5660-0152
株式会社サンウッド	〒410-0302	静岡県沼津市東権路 12	☎055-955-7673
株式会社近畿道路資材	〒660-0861	兵庫県尼崎市御園町 24 尼崎第一ビル 202	☎06-6418-3771
前田建設工業株式会社	〒102-8151	東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号	☎03-3265-5551
株式会社田中建設	〒838-0127	福岡県小郡市大崎 888-4	☎0942-72-3457
株式会社西村碎石所	〒803-0181	福岡県北九州市小倉南区大字呼野 1035 番地 5	☎093-451-0018
セントラル建設株式会社	〒509-7201	岐阜県恵那郡大井町 1202 番地の 4	☎0573-26-4114
平木工業株式会社	〒851-2206	長崎県長崎市三京町 2842-1	☎095-850-5000
有限会社刈宿興業	〒335-0035	埼玉県戸田市笹目南町 31-4	☎048-422-5423
佐藤建材工業株式会社	〒960-0501	福島県伊達市伏黒字西本場 27-3	☎024-583-4339
駿河重機建設株式会社	〒421-3201	静岡県静岡市清水区蒲原東 148-1	☎054-385-5165
株式会社新晃	〒503-2124	岐阜県不破郡垂井町宮代 2253-1	☎0584-22-0404
泰清資材株式会社	〒121-0813	東京都足立区竹の塚 6-13-2-1001	☎03-3850-4975
株式会社三原組	〒693-0506	鳥根県出雲市佐田町反辺 230-3	☎0853-84-0084
リサイクルファクトリー株式会社	〒066-0007	北海道千歳市中央 690-1	☎0123-29-2030

■賛助会員(35社、左から入会順)

昭和銅機株式会社	SSスチール開発株式会社	株式会社ラルス	株式会社華袋テクノ
有限会社フコ産業	日工株式会社	一般社団法人土壌環境保全技術協会	益川興業
株式会社石灰工業株式会社	日本キャピラー合同会社	大煌工業株式会社	株式会社小松製作所
株式会社山底鉱産	金沢建設業協同組合	株式会社矢島建材	株式会社スリー・ケー
株式会社アーステクニカ	株式会社リバスタ	日立建機日本株式会社	株式会社山陽地質コンサルタント
株式会社大地リサイクルセンター	藤林コンクリート工業株式会社	株式会社ティ・アイ・シー	横浜改良土センター株式会社
株式会社吉田組	イズミ環境サービス株式会社	東和アークス株式会社	株式会社ホート
株式会社栗本鏡工所	野崎興業株式会社	株式会社 HARITA	株式会社イマギレ
日本石灰協会	プラコム株式会社	株式会社 OPEN	